

第 1 5 0 5 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号
発行人 甲府市
毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[規 則]

甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則	3
甲府市公印規則の一部を改正する規則	5
甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	6
甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	8

[告 示]

農用地利用集積計画を定めた旨の公告	10
犬又は猫の引取り告示	11
指定居宅介護支援事業者の廃止公示	12
差押調書（謄本）公示送達	13
土地改良事業計画書の概要公告	14
犬又は猫の引取り告示	15
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（2件）	16
都市計画法第16条第1項の規定による公聴会の開催公告	20
差押調書（謄本）公示送達	21
広告募集公告	22

開発行為に関する工事の完了公告	23
入札告示（2件）	24
配当計算書・充当通知書公示送達	30
都市計画事業認可図書縦覧告示	31
農業振興地域整備計画の変更公告	32
配当計算書・充当通知書公示送達（2件）	33
甲府市議会臨時会招集告示	35
犬、猫等の収容告示	36
差押調書（謄本）公示送達	37
犬、猫等の収容告示	38
差押調書（謄本）公示送達（2件）	39
開発行為に関する工事の完了公告	41
介護保険被保険者証無効告示	42
農業振興地域整備計画の変更公告	43
生活保護法に基づく指定医療機関廃止公示	44
令和6年度補正予算の公表	45
入札告示（2件）	46

開発行為に関する工事の完了公告（2件）	52
差押調書（謄本）公示送達	54
配当計算書・充当通知書公示送達	55
都市計画変更案の縦覧公告	56
地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者の指定告示	57
[農業委員会]	
甲府市農業委員会1月定例総会招集公告	58
[上下水道局]	
入札告示	59
公共下水道の供用開始公告	62
指定給水装置工事事業者の指定告示	63
下水道工事指定店の指定告示	64
入札告示（2件）	65
[任免辞令]	
市長事務部局	71

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

規則

甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 号

甲府市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市印鑑条例施行規則（昭和 5 6 年 1 2 月規則第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第 1 0 号に規定する印鑑登録証明書交付申請書（第 1 0 号様式）については、市長が別に定める様式によることができる。

第 1 0 号様式を次のように改める。

第 1 0 号様式（第 6 条関係）

印鑑登録証明書交付申請書

（あて先） 甲 府 市 長

年 月 日

窓 口 に 来 ら れ た 方	住所	甲府市	使う方との関係	
		電話番号	印鑑	□本人 □代理人 ※印鑑登録証が必要
	氏名			
	生年月日	年 月 日		

※印鑑登録証の提示が必要です。

印 鑑 登 録 証 明 書	登録番号			通
	住所	甲府市 □窓口に来た方と同じ	氏名	□窓口に来た方と同じ
	登録番号		生年月日	年 月 日
	住所	甲府市 □窓口に来た方と同じ	氏名	生年月日 年 月 日
受付 作成 認証 交付 手数料				

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 2 号

甲府市公印規則の一部を改正する規則

甲府市公印規則（昭和 4 4 年 8 月規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 専用公印の表市印の項中「国民健康保険証」を「国民健康保険資格確認書」に、「、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証及び国民健康保険被保険者資格証明書」を「及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 2 月 2 日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている国民健康保険証及び国民健康保険被保険者資格証明書に係る公印の使用については、なお従前の例による。

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 3 号

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

甲府市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 1 8 年 9 月規則第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 号様式を次のように改める。

第 18 号様式（第 21 条、第 24 条関係）

自立支援医療費(育成医療・更生医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)※1													
障害者・児	フリガナ						年 齢	歳	生 年 月 日				
	受診者氏名								年 月 日				
	フリガナ						電 話 番 号						
	受診者住所 個人番号												
受診者が18歳未満の場合	フリガナ						受診者との関係						
	保護者氏名												
	フリガナ						電話番号※2						
	保護者住所※2 保護者個人番号												
負担額に関する事項	受診者の加入医療保険の記号及び番号						保険者名						
	受診者と同一保険の加入者												
	受診者と同一保険の加入者個人番号												
	該当する所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上					重度かつ継続		該当・非該当				
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む)	医 療 機 関 名						所 在 地 ・ 電 話 番 号						
身体障害者手帳番号	山梨県・甲府市・() 第 号						受給者番号※3						
治療方針の変更※4	有 ・ 無						意見書の添付※4		有 ・ 無				
私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。 なお、この申請に伴い、自立支援医療費の支給決定に必要な私の「世帯」(同一の医療保険又は住民票に属するもの)の次の事項について、関係部署、官公署、関係機関等に甲府市福祉事務所長が調査することに同意します。 同意する調査事項 自立支援医療費の支給決定に係る所得・収入状況、障害者年金等の受給状況、住民票・加入医療保険による世帯状況、その他必要な事項 (あて先)甲府市福祉事務所長 年 月 日 申請者氏名													

※1 新規・再認定・変更(自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合)のいずれかに○をする。

※2 受診者本人と異なる場合に記入する。

※3 再認定又は変更の方のみ記入する。

※4 更生医療の再認定又は変更の方のみ記入する。

----- ここから下の欄には記入しないでください。 -----

自治体記入欄			
申請受付年月日		進達年月日	
前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	認定年月日	重度かつ継続 該当・非該当
今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上		重度かつ継続 該当・非該当
所得確認書類	市町村民税課税証明書 市町村民税非課税証明書 職権確認生活保護受給世帯の証明書 その他収入等を証明する書類()		
前回の受給者番号		今回の受給者番号	
備考			

附 則

- この規則は、令和7年2月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 4 号

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

第 1 条 甲府市福祉事務所長事務委任規則（昭和 4 1 年 1 1 月規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第 2 2 号を第 2 3 号とし、第 1 5 号から第 2 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 4 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 法第 5 5 条の 1 0 第 1 項の規定による子どもの進路選択支援事業の実施に関すること。

第 2 条の 2 中「、第 1 3 号及び第 1 4 号」を「及び第 1 3 号から第 1 5 号まで」に改める。

第 2 条の 3 第 6 号中「利用勧奨等」を「生活困窮者の状況の把握等」に改め、同条第 1 1 号中「掲示」を「提示」に改める。

第 5 条中「知的障害者福祉法（）」の次に「昭和 3 5 年法律第 3 7 号。」を加える。

第 5 条の 2 の見出し中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に改め、同条第 3 5 号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同条第 4 1 号中「取り消し」を「取消し」に改め、同条第 5 0 号中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同条第 5 7 号中「障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援する法律施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、同条第66号中「係る」の次に「変更の」を加える。

第2条 甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第81条の3」を「第81条の4」に改め、同号を同条第24号とし、同条第22号を同条第23号とし、同条第16号から同条第21号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「子どもの進路選択支援事業」を「子どもの進路選択支援事業等」に改め、同号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第6号から同条第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法第27条の3の規定による調整会議に関すること。

第2条の3第3号中「生活困窮者家計改善支援事業」の次に「並びに生活困窮者居住支援事業」を加え、同条第4号を削り、同条第5号中「第7条第2項第2号」を「第7条第2項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号から同条第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同号を同条第11号とする。

附 則

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の第2条第10号の規定は、令和6年4月24日から適用する。

告示

甲府市告示第 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。
なお、次のとおり閲覧に供する。

令和 7 年 1 月 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から 2 週間

甲府市告示第2号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和7年1月9日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和7年1月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市住吉二丁目地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：甲斐犬風
- 4 性別：メス
- 5 毛の色：黒白茶
- 6 その他の特徴：成犬、首輪あり（チェーン）、マイクロチップあり
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第85条の規定により公示する。

令和7年1月7日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970105902
2	事業所の名称	アルファケアダイナ在宅介護支援センター
3	事業所の所在地	甲府市武田三丁目2番18号
4	当該事業所の申請者	甲府市南口町2番7号 株式会社アルファケア 代表取締役 寺田 潤
5	サービスの種類	居宅介護支援
6	廃止年月日	令和6年12月31日

甲府市告示第4号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和7年1月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）市民発第23154号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の2第1項の規定による山梨県営土地改良事業（中道南地区）の施行申請にあたり、同条第2項の規定により公告し、当該土地改良事業の計画概要を縦覧に供する。

令和7年1月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 縦覧書類
土地改良事業計画概要書
- 2 公告縦覧期間
令和7年1月8日から令和7年1月16日まで
- 3 公告縦覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第6号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和7年1月14日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和7年1月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 拾得場所：甲府市下帯那町地内
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：柴犬風
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶
- 6 その他の特徴：成犬、首輪あり（赤色、ハート柄）
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話055-237-2550

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書を招請する。

令和7年1月9日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務概要

(1) 業務名

甲府市電気自動車用充電設備更新等を行う業者選定

(2) 運用開始時期

EV充電器は令和8年3月31日までに運用を開始することとし、本市と事業者との協議により決定する。

(3) 業務内容

甲府市電気自動車用充電設備更新等を行う業者選定要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおりに。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている単独事業者又は共同事業者（以下「共同体」という。）とする。

(1) 公共施設において、今回の業務と同等またはそれ以上の業務を行った実績を有すること。

(2) 日本国内に本社又は事業所を有している民間事業者であること。

(3) 国税及び地方税に滞納がない者であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないものであること。

(6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 共同体に関する参加資格

ア 構成員すべてが上記（1）～（7）の要件を満たしている者とする。

イ 共同体で参加する場合の構成要件は次のとおりとする。

（ア）本プロポーザルにおいて、1事業者は同時に2つ以上の共同体構成員になることはできない。

（イ）共同体の構成員は、単独で本プロポーザルに参加することはできな

い。

(ウ) この業務の契約に基づく行為は、共同体の代表者を相手方とする。

※契約締結後、上記(1)～(8)の条件を満たしていないと判断された場合は、契約の解除を行う場合がある。

3 手続き等

(1) 関係資料の入手方法

甲府市電気自動車用充電設備更新等を行う業者選定公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)等を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提出方法等

参加申込書の提出方法、提出期限及び提出先等については、実施要領等を参照すること。

4 連絡先

〒400-0831 甲府市上町601番地4

甲府市環境部環境総室環境政策課

電話：055-241-4363

FAX：055-241-6190

電子メール：kanseisaku@city.kofu.lg.jp

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

令和7年1月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

県央ネットやまなし合同企業説明会業務委託

2 業務概要

本業務は、求職者（一般求職者、令和8年度卒業見込の学生、令和7年度卒業見込の学生、外国人及び留学生等）を対象に、「県央ネットやまなし」として圏域を形成した自治体連携による合同企業説明会を開催することで、中小企業をはじめとする多くの圏域企業と求職者とのマッチングの機会を設けることにより地元企業の魅力を知ってもらい、地元就職やUターン就職等の雇用の促進と地域産業の活性化を図ることを目的とした業務である。

3 履行期限

契約締結日から令和7年12月26日(金)までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 過去に本業務と類似した合同企業説明会の開催に係る実績を複数回有していること。
- (2) 本業務を受託した場合、甲府市（以下「市」）との打合せ等に迅速に対応できる体制を整えられること。
- (3) 市区町村税の滞納がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）または法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 告示の日以前6か月以内に手形または小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始または民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 県央ネットやまなし合同企業説明会業務公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」）、仕様書、県央ネットやまなし合同企業説明会業務企画提案書等作成要領・様式集（以下「作成要領」）を甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
 - (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については実施要項を、企画提案書の作成については作成要領を参照すること。
- 6 連絡先

甲府市産業部産業総室雇用創生課

〒400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎8階）

TEL 055-237-5736（直通）

メールアドレス sangros@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。なお、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、縦覧期間中に原案の確認を行い、書面により意見書を提出しなければならない。

令和7年1月10日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画下水道及び笛吹川都市計画下水道の変更原案 |
| 2 | 開催日時及び会場 | 令和7年2月7日（金）午後7時
本庁舎9階会議室 |
| 3 | 縦覧会場 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎7階 |
| 4 | 縦覧期間 | 令和7年1月14日（火）から
令和7年1月28日（火）まで
ただし縦覧会場の開所時間は、土・日曜日を除く
午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 | 意見書の提出先 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |
| 6 | 意見書の提出方法 | 直接持参、郵送など |
| 7 | 意見書の提出期限 | 令和7年1月28日（火） 午後5時15分 |
| 8 | 都市計画案の概要 | 原案の概要については省略し、甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課において縦覧に供する。 |
| 9 | その他必要な事項 | 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。 |

甲府市告示第 10 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条及び第 20 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 7 年 1 月 10 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）福発第 4922 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市告示第 11 号

甲府市コミュニティバス車両広告募集要項に基づき次のとおり広告主を募集する。

令和 7 年 1 月 14 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 広告媒体の名称
 - (1) 宮本・能泉地区買物・通院等送迎用コミュニティバス車両広告
 - (2) 上九一色・中道地区コミュニティバス車両広告
- 2 広告掲載期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 募集期間
令和 7 年 1 月 31 日から令和 7 年 2 月 14 日まで
- 4 広告掲載条件
甲府市ホームページ掲載の「甲府市広告掲載要綱」、「甲府市広告掲載基準」、「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」、「甲府市コミュニティバス車両広告掲載要領」参照
- 5 申込方法及び提出先
甲府市ホームページ掲載の「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」参照
- 6 決定方法及び決定後の手続き
甲府市ホームページ掲載の「甲府市コミュニティバス車両広告募集要項」参照
- 7 お問い合わせ先
甲府市企画部リニア交通室交通政策課
甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号 甲府市役所本庁舎 6 階
電話：055-237-5109
e-mail：koutuss@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第 12 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 15 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字天屋 129 番 3、132 番 2 及び 132 番 5
以上 3 筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲州市塩山上於曾 180 番地 2
渋江 敏朗

甲府市告示第13号

公募型指名競争入札実施要綱(平成17年4月1日総第1号)第5の規定により、次の1件の公募型指名競争入札を執行する。

令和7年1月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (環) 第20号
- (2) 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託(西・南ブロック)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 甲府市内(西・南ブロック)
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 仕様書の定める指定ごみ袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年1月15日(水)～令和7年1月27日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。
ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約
／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、
この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び受付場所
- ア 期間 令和7年1月15日(水)～令和7年1月27日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和7年2月28日(金) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟1階 会議室1
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／
100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき
は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者
は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ
た金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚
偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効
とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の
範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10／100)
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の
間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ
同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履

行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型指名競争入札実施要綱(平成17年4月1日総第1号)第5の規定により、次の1件の公募型指名競争入札を執行する。

令和7年1月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (環) 第21号
- (2) 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託(東・北・中央ブロック)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 甲府市内(東・北・中央ブロック)
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 仕様書の定める指定ごみ袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和7年1月15日(水)～令和7年1月27日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。
ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／
入札情報(その他・公募型))から情報入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び受付場所
- ア 期間 令和7年1月15日(水)～令和7年1月27日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和7年2月28日(金) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟1階 会議室1
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10／100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10／100)
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履

行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 15 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 7 年 1 月 17 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第 23505 号
充当通知書 市民発第 23506 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第 16 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 20 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------------|------------------------------|
| 1 | 施行者の名称 | 山梨県 |
| 2 | 都市計画事業の種類及び名称 | 甲府都市計画道路事業 3・3・1 号和戸町
竜王線 |
| 3 | 事業計画 | |
| | （1）事業地 | |
| | ア 収用の部分 | 山梨県甲府市中央一丁目及び相生二丁目地内 |
| | イ 使用の部分 | なし |
| | （2）設計の概要 | |
| | 起 点 | 山梨県甲府市相生二丁目 3 2 番地地先 |
| | 終 点 | 山梨県甲府市相生二丁目 4 2 6 番地 2 地先 |
| | 延 長 | 2 2 0 m |
| | 幅 員 | 2 0 ～ 2 5 m |
| | 車線の数 | 4 車線（交差点部 5 車線） |
| | （3）事業施行期間 | 自 認可告示日 |
| | | 至 令和 13 年 3 月 31 日 |
| 4 | 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |

甲府市告示第 17 号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 20 日

甲府市長 樋口 雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第 18 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条及び第 20 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 7 年 1 月 21 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第 5573 号
充当通知書 福発第 5573 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市告示第 19 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条及び第 20 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 7 年 1 月 21 日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 福発第 5478 号
充当通知書 福発第 5478 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市告示第 2 0 号

令和 7 年 1 月 2 9 日午後 1 時、次の付議すべき事件について甲府市議会臨時会を
甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号甲府市議会議場に招集する。

令和 7 年 1 月 2 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

付議事件

令和 6 年度甲府市一般会計補正予算（第 9 号）

甲府市告示第 2 1 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 6 条第 2 項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 7 条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和 7 年 1 月 2 8 日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和 7 年 1 月 2 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 収容場所：甲府市大和町地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：約 6 か月齢、首輪なし、右耳に桜カット有
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話：0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第 2 2 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 7 年 1 月 2 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）市民発第 2 3 4 6 0 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第 23 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 36 条第 2 項の規定に基づき次の犬、猫等の収容を行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 17 条の規定により告示する。

この犬、猫等の所有者は、令和 7 年 1 月 28 日までに、引き取る旨の連絡を甲府市健康支援センターにすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬、猫等は処分する。

令和 7 年 1 月 23 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 収容場所：甲府市飯田五丁目地内
- 2 動物種：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：キジトラ
- 6 その他の特徴：成猫、首輪なし、右耳に桜カットあり
- 7 連絡先：甲府市保健衛生部生活衛生室衛生薬務課
電話：055-237-2550

甲府市告示第 2 4 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条及び第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 7 年 1 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）福発第 5 5 7 0 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉部福祉支援室健康保険課 |

甲府市告示第 2 5 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 7 年 1 月 2 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）市民発第 2 3 5 2 6 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市里吉二丁目549番2から549番11まで及び588番1から588番13まで
以上23筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、広場、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市善光寺一丁目6番6号
国土開発興業株式会社
代表取締役 水谷 忠士

甲府市告示第 2 7 号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年 3 月規則第 2 1 号）第 1 2 条の規定により無効である旨を告示する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第28号

甲府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、変更理由を付した当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

令和7年1月29日

甲府市長 樋口 雄一

1 甲府農業振興地域整備計画案の縦覧

（1）縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市産業部農林振興室農政課

（2）縦覧期間

自 令和7年1月30日

至 令和7年2月28日

2 意見書の提出

甲府市の区域内に住所を有する者（市内に事務所を有する法人も含む。）は、当該農業振興地域整備計画の案について、令和7年2月28日までに、市に対して文書で意見を提出することができる。

なお、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、その処理結果を同法第12条第1項の規定に基づく当該農業振興地域整備計画書の公告時に合わせて公告する。

（1）意見書の提出先

縦覧場所と同じ

3 異議の申し出

当該農業振興地域整備計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し法律上保護される権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和7年2月28日の翌日から起算して15日以内である令和7年3月17日までに、市に対して文書でこれを申し出ることができる。

（1）異議申出先

縦覧場所と同じ

甲府市告示第 29 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第 55 条の 3 の規定により公示する。

令和 7 年 1 月 29 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第 30 号

地方自治法第 219 条第 2 項の規定により、令和 7 年 1 月市議会臨時会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 29 日

甲府市長 樋口 雄一

令和 6 年度甲府市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年 1 月 29 日 原案可決

甲府市告示第 31 号

甲府市契約規則（昭和 50 年 12 月規則第 66 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 7 年 1 月 30 日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		(土木) 187 号	
工事名		押手沢小規模治山工事 (余フ)	
工事場所		甲府市草鹿沢町 地内	
工事概要	1	工事内容	谷止工 N = 1 基 袖かくし工 1 式 緑化工 1 式 付帯工 1 式 仮設工 1 式
	2	工期	令和 7 年 10 月 6 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：フレックス方式 工事開始日：令和 7 年 2 月 27 日から令和 7 年 4 月 28 日までの間で受注者が選択する日
	4	予定価格 (税込み)	17,490,000 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 800 万円以上の実績に限る。 元請として平成 21 年 4 月 1 日以降

			に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年1月30日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年2月10日
	3	申請書受付開始日	令和7年1月30日
	4	申請書受付締切日	令和7年2月10日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年2月17日
	6	設計図書配付開始日	令和7年1月30日
	7	設計図書配付締切日	令和7年2月18日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年1月30日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年2月18日
	10	入札及び開札日時	令和7年2月26日 午前9時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	契約時 (落札者のみ)	工事開始日設定通知書
	4	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年2月20日 午後5時まで
	2	回答	令和7年2月21日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	

入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第 3 2 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、甲府市余裕期間制度の試行に係る事務処理要領の適用を受けるものである。

令和 7 年 1 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(とび) 1 9 0 号		
工事名	橋梁補修工事 (R 6 - 6) (余指)		
工事場所	甲府市心経寺町 地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁補修工 1 式 防護柵設置工 L = 8 5 . 0 m 橋面防水工 A = 3 2 0 m ²
	2	工期	令和 7 年 5 月 3 0 日まで
	3	適用される 余裕期間制 度の方式の 別及び工事 開始日	方式：発注者指定方式 工事開始日：令和 7 年 3 月 1 3 日
	4	予定価格 (税込み)	2 7 , 4 5 6 , 0 0 0 円
	5	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の実施義務	適用
	6	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資 格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	とび 直近の経営事項審査結果通知書の総 合評定値 (P) 7 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	防護柵等の設置工事又は防護柵等の 設置工事を含む橋梁工事等若しくは 道路工事等。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降

			に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 ※同種工事の施工実績が確認できる書面（契約書等の写し）を添付すること。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年1月30日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年2月10日
	3	申請書受付開始日	令和7年1月30日
	4	申請書受付締切日	令和7年2月10日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年2月17日
	6	設計図書配付開始日	令和7年1月30日
	7	設計図書配付締切日	令和7年2月18日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年1月30日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年2月18日
	10	入札及び開札日時	令和7年2月26日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	工事開始日 (落札者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年2月20日 午後5時まで
	2	回答	令和7年2月21日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第 33 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 30 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下小河原町字土尻 5 番 1、5 番 3、6 番、6 番 2 及び 24 番 1
以上 5 筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市中央四丁目 2 番 26 号
大澤 良一

甲府市告示第 34 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 30 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市大里町字東耕地 2309 番 12
以上 1 筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市大里町 2318 番地
切刀貸店舗 102 号
廣瀬 勤

甲府市告示第 3 5 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 7 年 1 月 3 0 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本）市民発第 2 3 5 9 1 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第36号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和7年1月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第23638号
充当通知書 市民発第23639号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部税務管理室収納推進課滞納整理係 |

甲府市告示第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

令和7年1月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------------------|---|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画道路（上阿原町寿町線）の変更 |
| 2 | 都市計画の変更に
係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 | 縦覧場所 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課
甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎7階 |
| 4 | 縦覧期間 | 令和7年1月31日から
令和7年2月14日まで
ただし縦覧場所の開所時間は、土・日・祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 | 意見書の提出先 | 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課 |
| 6 | 意見書の提出方法 | 直接持参、郵送など |
| 7 | 意見書の提出期限 | 令和7年2月14日 午後5時15分 |
| 8 | 都市計画案の概要 | 案の概要については省略し、甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課において縦覧に供する。 |

甲府市告示第 38 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和 62 年 1 月 20 日規則第 1 号）第 51 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 31 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ANA あきんど株式会社
東京都中央区日本橋 2 丁目 14 番 1 号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

農業委員会

甲府市農業委員会告示第 1 号

農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づく甲府市農業委員会 1 月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第 2 条の規定により、令和 7 年 1 月 30 日午後 3 時 30 分にベルクラシック甲府において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和 7 年 1 月 23 日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和 7 年 2 月告示分農用地利用集積計画の承認について
- 3 令和 7 年度農作業臨時雇賃金等標準額について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第 1 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 7 年 1 月 1 6 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(機械) 1 3 0 0 6 5 号		
工事名	甲府市浄化センター N o . 5 返送汚泥ポンプ更新工事		
工事場所	甲府市大津町 1 6 4 5 番地 (甲府市浄化センター)		
工事概要	1	工事内容	N o . 5 返送汚泥ポンプ更新 1 台 (8 . 0 m ³ /m i n × 5 . 6 m × 3 0 k W)
	2	工期	令和 7 年 1 1 月 1 0 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 8 , 8 7 6 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	非適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	指定なし
	2	競争入札参加資格	機械 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値 (P) 6 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。 ただし、1 件の工事請負額が、 9 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が 2 0 % 以上の場 合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年1月16日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年1月27日
	3	申請書受付開始日	令和7年1月16日
	4	申請書受付締切日	令和7年1月27日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年1月31日
	6	設計図書配付開始日	令和7年1月16日
	7	設計図書配付締切日	令和7年2月3日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年1月16日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年2月3日
	10	入札及び開札日時	令和7年2月12日 午前10時00分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年2月6日 午後5時まで
	2	回答	令和7年2月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	

	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400－8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055－237－5124	

甲府市上下水道局告示第 2 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 16 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和 7 年 2 月 1 日

- 2 供用（下水の処理）を開始する区域

町名	地番
古府中町	3 6 4 1－1、3 6 4 2－1、3 5 6 7、 3 5 4 5、3 5 5 5－1、3 5 5 5－2、 3 5 5 6、3 5 5 7
下積翠寺町	4 5 4、4 4 3－2、4 4 0、4 8 6－1、 4 8 6－2

- 3 供用を開始する排水施設の位置

甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置く図面のとおり

- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

分流式

- 5 縦覧期間

令和 7 年 1 月 17 日から令和 7 年 1 月 30 日までの土日を除く

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

甲府市上下水道局告示第3号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和7年1月29日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

指 定 番 号	第486号
指定業者名	株式会社昂翔
所 在 地	北杜市高根町村山東割2097-5
代 表 者	牛田 佑樹

甲府市上下水道局告示第4号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月29日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

指定年月日	令和7年1月29日
指 定 番 号	第258号
指 定 店 名	株式会社昂翔
所 在 地	北杜市高根町村山東割2097番地5
代表者氏名	牛田 佑樹

甲府市上下水道局告示第5号

甲府市上下水道局契約規程（昭和３９年４月管理規程第２号）及び甲府市契約規則（昭和５０年１２月規則第６６号）第５条の規定に基づき、次の１件の一般競争入札を執行する。

令和7年1月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 1 3 0 0 6 7 号		
工事名	下水道管布設工事 (R 6 C - 4)		
工事場所	甲府市羽黒町地内		
工事概要	1	工事内容	リブ付硬質塩化ビニル管布設工 (φ 2 0 0 mm) L = 4 . 0 m 硬質塩化ビニル管布設工 (φ 2 0 0 mm) L = 1 0 2 . 8 m 人孔設置工 (0 号) 1箇所 人孔設置工 (小型) 2箇所 点検口設置工 (φ 2 0 0) 1 4 箇所 付帯工 1式
	2	工期	令和 7 年 8 月 6 日まで
	3	予定価格 (税込み)	1 4 , 2 3 4 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 700万円以上の実績に限る。 元請として平成21年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場

			合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和7年1月30日
	2	入札説明書等配付締切日	令和7年2月10日
	3	申請書受付開始日	令和7年1月30日
	4	申請書受付締切日	令和7年2月10日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和7年2月17日
	6	設計図書配付開始日	令和7年1月30日
	7	設計図書配付締切日	令和7年2月18日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和7年1月30日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和7年2月18日
	10	入札及び開札日時	令和7年2月26日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和7年2月20日 午後5時まで
	2	回答	令和7年2月21日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		

支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第 6 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 7 年 1 月 3 0 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 功 刀 辰 也

一般競争入札 公告個別事項

入札番号		（舗装） 1 3 0 0 7 0 号	
工事名		舗装復旧工事（公共 R 6 - 1）	
工事場所		甲府市幸町地内ほか	
工事概要	1	工事内容	表層工（再生密粒度 A S C t = 5 c m） A = 3 2 7 m ² 上層路盤工 （再生瀝青安定処理路盤材 t = 1 0 c m） A = 3 2 7 m ² 不陸整正工 A = 3 2 7 m ² 区画線工 1 式
	2	工期	令和 7 年 6 月 9 日まで
	3	予定価格 （税込み）	1 0 , 5 7 1 , 0 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
	5	週休 2 日制適用工事	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値（P）7 0 0 点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 ただし、1 件の工事請負額が、 5 0 0 万円以上の実績に限る。 元請として平成 2 1 年 4 月 1 日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての

			実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和 7 年 1 月 30 日
	2	入札説明書等配付締切日	令和 7 年 2 月 10 日
	3	申請書受付開始日	令和 7 年 1 月 30 日
	4	申請書受付締切日	令和 7 年 2 月 10 日 午後 3 時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和 7 年 2 月 17 日
	6	設計図書配付開始日	令和 7 年 1 月 30 日
	7	設計図書配付締切日	令和 7 年 2 月 18 日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和 7 年 1 月 30 日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和 7 年 2 月 18 日
	10	入札及び開札日時	令和 7 年 2 月 26 日 午前 9 時 30 分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和 7 年 2 月 20 日 午後 5 時まで
	2	回答	令和 7 年 2 月 21 日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の 10 / 100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査 制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる。
	中間前金払	請求できる。
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

任免辞令

(市長事務部局)

水 谷 伶 弥

技術職員に採用する
土木職を命ずる
まちづくり部まち開発室区画整理課技師を命ずる

谷 戸 薫

技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

山 口 陽 人

技術職員に採用する
看護師を命ずる
市立甲府病院看護部技師を命ずる

以 上 発 令 日 令和 7年 1月 1日